

財務情報を含む法人情報のホームページ等での公開に関する細則

(目的)

第1条 この細則は、年金積立金管理運用独立行政法人業務方法書第27条第2号に基づき、年金積立金管理運用独立行政法人（以下「管理運用法人」という。）に対して公開が義務付けられている情報を適切に公開するとともに、管理運用法人の業務について、市場に与える影響に留意しつつ、透明性を確保し、及び、説明責任を果たすため、財務情報を含む法人情報のホームページ等での公開に関して必要な事項を定めることを目的とする。

(公開する法人情報)

第2条 管理運用法人は、次に掲げる情報を公開するものとする。

- (1) 独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）、年金積立金管理運用独立行政法人法（平成16年法律第105号）、独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律（平成13年法律第140号）、独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律施行令（平成14年政令第199号）その他の法令及び中期計画、年度計画その他の管理運用法人が定める計画・規程等により公表することが義務付けられている情報。
- (2) 前号に該当しない情報であって、管理運用法人の業務について透明性を確保し、若しくは、説明責任を果たすため公開すべきもの、又は、管理運用法人として広く周知を図るべきもの（市場に与える影響に留意する観点から公開することが適当でないものを除く。）。

(公開の方法)

第3条 管理運用法人は、前条に規定する情報（以下「公開する法人情報」という。）を少なくとも次に掲げる方法のいずれかにより公開するものとする。

- (1) 官報等への公告
- (2) 事務所への備付け
- (3) ホームページへの掲載

(公開の期間)

第4条 管理運用法人は、公開する法人情報ごとに公開の期間を定めるものとする。

2 前項の公開の期間は、次に掲げる区分に応じ、当該各号に定める期間とする。

- (1) 公開する法人情報の経年比較が必要であるもの 公表の対象である年度の翌年度から起算して30年、10年又は5年後の年度末まで
- (2) 公開する法人情報が更新されない限り公開を継続することが必要であるもの 当該情報が更新されるときまで
- (3) 公募、計画等あらかじめ公開の期間を定めるべきもの 当該定めるときまで
- (4) 前各号に掲げるもののほか軽微なもの 公開した年度の翌年度末まで

(要綱への委任)

第5条 前三条に規定する公開する法人情報並びに公開の方法及び期間については、要綱で定める。

(細則の制定又は改廃等)

第6条 この細則の制定、変更又は廃止は理事長が定める。また、必要に応じて、理事長は本細則の下位規程を定める。

附 則

この細則は、平成31年4月1日から施行する。

附 則（令和7.4.30改正）

この改正は、令和7年4月30日から施行する。